

○花園大学任期付教員に関する規程（平成18年12月7日制定）

花園大学任期付教員に関する規程

平成18年12月7日
制定

改正 平成25年4月1日 平成27年4月1日
平成30年4月1日 令和元年7月24日

（目的）

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、花園大学（以下「本学」という。）において任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の任用について定めることを目的とする。

（任用組織等）

第2条 法第4条第1項により任期付教員を任用できる組織、職名及び任期に関する事項は、別表第1のとおりとする。

（労働契約）

第3条 任期付教員を任用する場合は、任期を定めた労働契約を交わすものとする。

（任期の満了）

第4条 当該労働契約は、任期期間の満了をもって終了するものとする。

2 任期付教員が任期期間中に満65歳に達する場合は、当該年度の年度末をもって任期期間が終了するものとする。

3 任期満了後の再任はしない。ただし、学長が大学の運営上で特に必要と認める場合は、別に定めるところにより審査を行い、理事会の承認を経て任期の解除または再任することができる。再任の場合、当初の採用の日から2以上の通算した期間の定めのある雇用契約が10年（平成25年4月以降を積算）を超えることはできない。

第5条 （削除）

（改廃）

第6条 本規程の改廃は、学長が評議会の意見を聴き、理事会の承認を経てこれを行う。

2 本規程を改廃した場合は、法第5条第4項の規定に基づき、本学広報誌、ホームページ等に公表するものとする。

附 則

1 本規程は、2006（平成18）年12月7日から施行する。

（施行期日）

1 本規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

1 本規程は、2013（平成25）年4月1日以降に任用される者について適用する。

1 本規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

1 本規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

1 本規程は、2019（令和元）年7月24日から施行する。

（経過措置）

第4条第2項の定めに関わらず、2018（平成30）年4月1日以前に在職または雇用契約をした任期付嘱託教員の定年は満70歳に達した年度末とする。

別表第1（法第4条第1項関係）

| 教育・研究組織名 | 対象となる職名 | 任期 | 法の適用 |
|-------------|------------------------------|------|------------|
| 全学部（全学科が対象） | 教授・准教授・講師 嘱託教授・嘱託准教授・嘱託講師 | 4年以内 | 法第4条第1項第1号 |
| 全学部（全学科が対象） | 教授・准教授・講師 | 5年以内 | 法第4条第1項 |

| | | | |
|----------------|-----------------|------|------------|
| | 嘱託教授・嘱託准教授・嘱託講師 | | 第3号 |
| 社会福祉学部（全学科が対象） | 実習指導嘱託講師 | 3年以内 | 法第4条第1項第1号 |
| 全学部（全学科が対象） | 助教・嘱託助教 | 4年以内 | 法第4条第1項第2号 |